# たにはま公園 ドッグラン利用規約

### 【以下に該当するワンちゃんはドッグランの利用をご遠慮願います】

- 1 狂犬病及び5種以上の混合ワクチンの予防接種を1年以上受けていないワンちゃん。
- 2 内部・外部寄生虫、皮膚疾患等があるワンちゃん。
- 3 生後6ヶ月未満のワンちゃん。
- 4 噛み癖のあるワンちゃん。
- 5 飼い主がコントロールできないワンちゃん。
- 6 闘犬を目的としたワンちゃん、他のワンちゃんや利用者に恐怖感を与えるワンちゃん。
- 7 発情期(発情開始後1ヶ月間)のメスのワンちゃん。

### 【利用上のルール・注意事項】

ドッグランは、飼い主とワンちゃんがマナーやルールを守りながら、ワンちゃんを運動させたり遊ばせたりすることのできる施設です。利用者の方々が仲良く譲り合い、下記のルール・注意事項を守り自らの責任でご利用ください。利用上の注意に反する飼い主やワンちゃんに対しては、ご利用をお断りする場合もございますのでご了承願います。

- 1 事故、噛み付き、ケガ等のトラブルは飼い主の自己責任とし、当事者同士で解決をしてください。市は、一切責任を負いません。飼い主が一切の責任を負うことをご承諾のうえ入場してください。なお、ワンちゃんが人を噛んだ時は、飼い主は速やかに上越動物保護管理センター【TEL: 025-525-9263)(平日8:30~17:15)】へ届け出てください。
- 2 小型犬専用エリアは、小型のワンちゃん(体重 10 kg以下、または体高 40cm 以下程度)専用です。 中型、大型のワンちゃんは利用できません。
- 3 中学生以下の方が利用する際は、必ず保護者が同伴してください。また、お子様をお連れの方は、お子様とワンちゃんのトラブル、ケガなどに注意してください。なお、ベビーカーでの入場はできません。
- 4 最初はリード(引き綱)をつけたまま入り、興奮やショックが和らいでからリードを放すようにしてください。また、リードを放す場合は、ワンちゃんから目を離さないようにし、ワンちゃんの行動を即座に制御できるように気を配ってください。
- 5 常に飼い主の命令がきけるワンちゃん以外は、リードを離さないでください。また、ドッグラン以外の場所での放し飼いはできません。

- 6 ノーリードでの利用は、利用者一人につきワンちゃん2頭までとします。
- 7 ボールやディスクなどのおもちゃは、他の利用者の迷惑にならないように使用してください。
- 8 ドッグラン内でのエサやりや飲食、ワンちゃんのブラッシング(毛づくろい)はしないでくだ さい。
- 9 ワンちゃん以外のペットを施設内に入れないでください。

10 ゴミやワンちゃんのフンは必ず持ち帰ってください。施設内及びその周辺の美化にご協力ください。

## 関係法令等

### 【ドッグランにおける犬の取扱い等について】

(平成19年7月31日付け厚生労働省健康局結核感染症課長 発出の通達)(要旨)

ドッグラン(犬の運動場)については、住民サービスの観点から近年、その設置が増加する一方で、狂犬病予防法の規定に基づく鑑札及び注射済票を着けていない犬が入場するなど同法が遵守されていないことに関する情報が寄せられています。・・・(中略)・・・鑑札及び注射済票を犬に着けるのは飼い主の義務であり、着けていない場合は、当該犬は抑留の対象となるとともに、飼い主に対しては罰則(狂犬病予防法第27条)が適用されますので、留意をお願いします。

### 【狂犬病予防法】

第27条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 1 第4条の規定に違反して犬(第2条第2項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。)の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者
- 2 第5条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者
- 3 第9条第2項に規定する犬等の隔離についての指示に従わなかつた者
- 4 第10条に規定する犬に口輪をかけ、又はこれをけい留する命令に従わなかつた者
- 5 第11条の規定に違反して犬等を殺した者
- 6 第12条の規定に違反して犬等の死体を引き渡さなかつた者
- 7 第13条に規定する犬の検診又は予防注射を受けさせなかつた者
- 8 第15条に規定する犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限に従わなかつた者
- 9 第16条に規定する犬の狂犬病のための交通のしや断又は制限に従わなかつた者
- 10 第17条に規定する犬の集合施設の禁止の命令に従わなかつた者

#### 【新潟県動物の愛護及び管理に関する条例】

(事故届等)

- 第16条 特定動物又は犬の飼い主は、当該動物が人に危害を加えた場合には、直ちに知事にその 旨を届け出なければならない。
- 2 犬の飼い主は、飼い犬が人に危害を加えた場合には、直ちにその犬を獣医師に検診させなければならない。
- 3 特定動物又は犬の飼い主は、当該動物が飼養施設から脱出した場合には、直ちに知事にその旨 を報告するとともに、自ら捜索し、その収容に努めなければならない。
- 4 特定動物又は犬に危害を加えられた者は、知事にその旨を届け出るものとする。

犬が人に危害を加えた場合の届け出先

上越動物保護管理センター

◆所在地:上越市大字中正善寺 1340

◆電 話:025-525-9263

(平日8:30~17:15)

 $\bullet$  FAX: 025-525-9265